

資料 4

平成 26 年 8 月 12 日

議案第 号

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成 26 年 8 月 27 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

提 案 理 由

診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「歯科訪問診療の項注7」を「歯科訪問診療の項注8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

入間市国民健康保険条例改正要旨

〔 保険給付 〕

《 第 5 条関係 》

◆ 注の項ずれの修正

- 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 57 号）」が平成 26 年 3 月 5 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から適用となりました。そのため、入間市国民健康保険条例に係る引用箇所注の項ずれが生じたので、その改正を行なうものです。

〔 公布の日施行 〕

入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療の項注<u>8</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療の項注<u>7</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>